

高山市緑の基本計画の見直し案（骨子）

1. 計画の位置づけ

- ・緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するために策定するもの
- ・高山市の緑を守り育てる条例第6条に策定義務を規定
- ・都市緑地法第4条に策定できることが規定
- ・主として都市計画区域を対象に基本計画を定めることとされているが、本市では市域全域を計画対象区域としている

2. 見直しの理由

- ・現行計画の計画期間が平成26年度で終了
- ・第八次総合計画をはじめとする各種計画との整合
- ・社会情勢の変化への対応

3. 計画期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

4. 見直しのポイント（詳細別紙）

(1) 将来像の明確化

- ・基本理念、基本方針及び将来像を体系的に関連付け
- ・目標水準の再設定

(2) 新たな視点の追加

- ・緑の量の拡大に加え、緑化における樹種を選択や、住民ニーズを反映した既存公園の改修、いのちの森づくり等生物多様性の取り組みなど、維持や質の向上といった側面を重視した施策を反映

5. 今後の予定

- (1) パブリックコメントの実施
- (2) 計画の公表